

山武市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

**第1条** 人口減少、少子化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに、地域力の維持・強化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、山武市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(地域協力活動)

**第2条** 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、地域力の維持・強化に資するため、次に掲げる地域協力活動（以下「活動」という。）を行う。

- (1) 本市への定住・移住の促進に関する活動
- (2) 本市のPR及び観光振興に関する活動
- (3) 本市の地域資源の発掘・振興に関する活動
- (4) 本市の農林水産業の振興及び従事に関する活動
- (5) 市民の生活支援に関する活動
- (6) 地域の行事や伝統芸能等に関する活動
- (7) 本市での起業・就業を目指すための活動
- (8) その他地域力の維持・強化に資するものとして市長が認める活動

(任用・委嘱)

**第3条** 隊員は、次の各号の全てに該当する者のうちから、選考の上、市長が任用し、又は委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 次のいずれかの要件に該当する者

ア 隊員の任用又は委嘱を受ける前において、別表左欄に掲げる転出地に住所を有し、かつ、当該住所に生活の拠点を置いている者で、隊員の任用又は委嘱を受けた後において、直ちに別表左欄に掲げる転出地の区分に応じ、同表右欄に定める転入地に住民票を異動し、かつ、当該住民票に記載された住所に生活の拠点を置くことができるもの

イ 他の市町村において、隊員であった者（同一地域において2年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の者に限る。）

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の終了者（2年以上JETプログラム参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の者に限る。）

(3) 心身ともに健康で、誠実に職務が遂行できると認められる者

(4) 活動に意欲と熱意があり、市民と協力して積極的に活動することが認められる者

(5) 普通自動車免許を有している者

(6) 隊員の任用又は委嘱を受けた後において、直ちに本市に住民票を異動し、かつ、当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことができる者

(7) 本事業終了後も引き続き本市に定住する意思のある者

(協力隊の種類)

**第4条** 協力隊の種類は、雇成型地域おこし協力隊（以下「雇成型協力隊」という。）及び委託型地域おこし協力隊（以下「委託型協力隊」という。）とする。

(雇成型協力隊の任用)

**第5条** 雇成型協力隊の隊員（以下「雇成型隊員」という。）は、応募があった者の中から選考し、市長が任用する。

(雇成型隊員の任用期間)

**第6条** 雇成型隊員の任用期間は、1年とし、初めて任用された日から最長3年とする。ただし、初年度は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

2 任用を延長する場合には、年度ごとに延長することとする。

(雇成型隊員の身分)

**第7条** 雇成型隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(雇成型隊員の報酬等)

**第8条** 雇成型隊員の報酬、手当及び費用弁償については、山武市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年山武市条例第10号）の定めるところによる。

(雇成型隊員の勤務条件等)

**第9条** 雇成型隊員の勤務時間、休暇その他勤務条件等については、山武市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年山武市規則第4号）の定めるところによる。

(雇成型隊員の活動に関する経費)

**第10条** 市長は、雇成型隊員の活動が円滑に達成されるよう、予算の範囲内で必要な経費及び物品

等を支給又は貸与することができる。

(委託型協力隊の委嘱)

**第11条** 委託型協力隊の隊員(以下「委託型隊員」という。)は、応募があった者の中から選考し、市長が委嘱する。

(委託型隊員の委嘱期間)

**第12条** 委託型隊員の委嘱期間は1年とし、初めて委嘱された日から最長3年とする。ただし、初年度は、委嘱の日から当該委嘱の日に属する年度の末日までとする。

2 委嘱を延長する場合には、年度ごとに延長することとする。

(委託)

**第13条** 市長は、前条第1項の規定により委嘱した委託型隊員と業務委託契約を締結し、第2条に規定する活動を委託する。

2 市長と業務委託契約を締結した委託型隊員には、雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

3 委託内容については、市長と委託型隊員の協議により決定する。

(委託料)

**第14条** 市長は、委託型隊員に対し、第2条に規定する活動の対価として、第16条に規定する報告等を評価し、業務委託契約に基づき、活動内容に応じた委託料を予算の範囲内において支払うものとする。

2 委託料は、委託型隊員からの適正な請求に基づき、その一部を概算払により支払うことができるものとし、業務終了後、委託料を確定し精算するものとする。

(委託型隊員の活動に関する経費)

**第15条** 市長は、委託型隊員の活動が円滑に達成されるよう、委託料とは別に予算の範囲内で必要な経費を支払うことができる。

(活動報告)

**第16条** 隊員は、活動を行った日の属する月の翌月5開庁日までに、山武市地域おこし協力隊活動日報(別記第1号様式)及び山武市地域おこし協力隊活動月次報告書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、3月の活動に係る報告については、同月31日までに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、隊員に対し活動の報告を求めることができる。

(遵守事項)

**第17条** 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動地域における住民その他関係者との信頼関係の構築・保持に努めること。
- (2) 活動時間外であっても、第2条に規定する活動に係る情報収集に努めること。

2 委託型隊員は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事故等の防止に努め、健康で安全な生活を送ること。
- (2) 心身の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

(解任・解嘱)

**第18条** 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任又は解嘱することができる。

- (1) 隊員から退任したい旨の届出等があったとき。
- (2) 法令若しくは活動上の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (3) 活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 協議なく住所を市外に変更したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が任用又は委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

(守秘義務)

**第19条** 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(市の責務)

**第20条** 市長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協力隊の活動に関する総合調整
- (2) 協力隊の活動地域との調整及び住民への周知
- (3) 協力隊の活動終了後の定住支援
- (4) 前3号に定めるもののほか、協力隊の活動に関して必要な事項

(補則)

**第21条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

転出地	転入地
三大都市圏内の都市地域	本市の全地域
指定都市（条件不利区域を除く。）	
三大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	
三大都市圏外の都市地域	本市の条件不利区域
三大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	

備考

- 1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。ただし、平成17年から平成27年までの人口減少率が11パーセント以上の市町村を除く。
- 2 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 3 指定都市とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。
- 4 条件不利地域とは、次に掲げる区域を有する市町村をいう。
  - (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定による過疎地域、同法附則第5条の規定による特定市町村及び特別特定市町村、同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域及び法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域
  - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
  - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
  - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
  - (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
  - (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
  - (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄

- 5 全部条件不利地域とは、条件不利地域のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎除く。）、上記(5)から(7)の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村をいう。
- 6 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、全部条件不利地域以外の市町村をいう。
- 7 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域をいう。